

第2次

【申請書について】

生産資材費の価格高騰に対して、農業者の皆さまの経営の安定を図るため、市独自に支援制度を創設しました。ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

【申請期限】

令和6年7月31日（水曜日）※必着

【お問い合わせ先】

三田市農業振興課
電話 079-559-5091/5089
ファクス 079-556-8153

農家物価高騰対策支援金（第2次） 交付申請書兼請求書

申請日 令和 年 月 日

〒 -

(申請者)

住所 三田市

氏名（法人・集落営農組織の場合は、その名称および代表者氏名）

（法人・集落営農組織の場合）担当者氏名

連絡先

※日中に連絡可能な電話番号（携帯電話等）を記入してください。

全ての人が支援金の対象になるものではありません。裏面をご覧ください。裏面を閲覧になり、支援金の申請が必要かご確認ください。

今後も継続して営農する意思があるため、下記の誓約・同意事項に同意し、必要書類を添え申請する。

1 支援金交付申請（請求）額

令和5年中（法人等の場合は直近の事業年度中）の農業収入額をもとに、計算してください。

(1) 農業収入額の合計額 円 ※ 法人等は農畜産物の売上高
(所得税確定申告の場合は青色申告決算書または収支内訳書の⑦、住民税申告の場合は農業所得明細書の④)

(2) (1)に含まれる雑収入の金額 円
(所得税確定申告の場合は青色申告決算書または収支内訳書の③、住民税申告の場合は農業所得明細書の③)

(3) (2)に含まれる農作業受託料の金額 円

(上記の(1)の金額) (上記の(2)の金額) (上記の(3)の金額) 支援金の基となる農業収入額
(1万円未満切り捨て)
円 - 円 + 円 = 0,000円

(右上の農業収入額) 0,000円 × 0.02 = 円 【上限70万円】
※ 30万円未満の場合はこの支援金の対象外です。申請書の提出は不要です。

2 支援金の振込先

金融機関名	支店名	種別	口座番号
銀行・信金 農協・組合	本店・支店 出張所	1 普通 2 当座	(右詰めでご記入ください。)
金融機関コード	店番号		
口座名義人	カナ 名義		

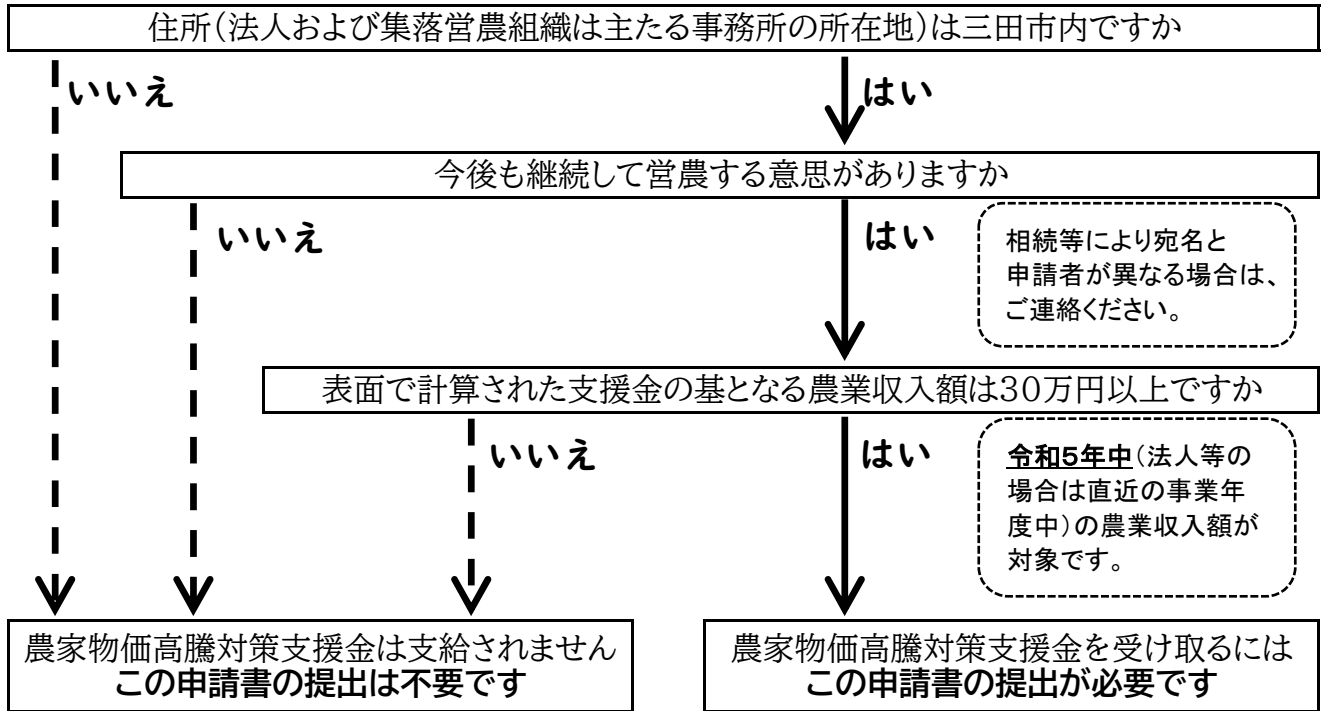
※申請者名義（法人等の場合は法人等名義）の口座としてください。

誓約・同意事項 (1) 支援金の受給資格等を審査するため、市が保有する住民基本台帳情報や税情報を確認することや、必要な資料の提供を他の行政機関に求めること。
(2) 支援金の受給情報の提供を、国等から求められた場合に情報提供すること。
(3) 請求額が過大であることや受給資格が無いことが判明した場合に、支援金の一部または全部を返還すること。

()

農家物価高騰対策支援金(第2次)の交付申請について

下記により、農家物価高騰対策支援金(第2次)の申請が必要か確認してください。



【注意】 同じ期間に受付している「小規模事業者物価高騰対策助成金(第2次)」について

農業のほかに事業をされていて、小規模事業者物価高騰対策助成金(第2次)の要件にも該当する場合、両方を受給することはできませんので、いずれか一方の受給手続きを行ってください。



※小規模事業者物価高騰対策助成金(第2次)について詳しくは、ホームページをご確認いただくか、市産業政策課(電話:079-559-5085)にお問い合わせください。

書類確認 (提出前に再度ご確認ください。)

- ① 申請書(この用紙の表面)に記入漏れはありませんか
※「申請者の氏名等」、「支援金交付申請(請求)額の計算」、「申請者名義の口座情報」
- ② 支援金交付申請(請求)額の計算に誤りはありませんか
※支援金の基となる農業収入額が30万円未満の場合は、対象外のため申請は不要です。
- ③ 必要書類添付台紙①に、住所または所在地が確認できるものの写しを添付されていますか
※営農計画書等の住所が三田市である人に申請書をお送りしています。
実際の住所が三田市外の場合は、対象外のため申請は不要です。
- ④ 必要書類添付台紙②に、振込口座が確認できるものの写しを添付されていますか
※口座名義(カナ)が記載されている通帳の表紙の見開きページ等の写しです。
- ⑤ 必要書類添付台紙③に、農業収入額が確認できるものの写しを添付されていますか
※提出いただく書類は、確定申告書等の申告用紙の写しではありません。
(青色申告決算書、収支内訳書、農業所得明細書のいずれかの写しを添付してください。)
申告義務がない場合は、米麦販売代金証明書等の令和5年中の農業収入額のわかる書類を添付してください。